

市長専決処分事項承認について

行政経営部 税 務 課
生活環境部 保険年金課

地方税法等の改正に伴う足利市税条例等の主な改正内容

1 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

ア 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5(2023)年12月末まで据え置く。

イ 令和17(2035)年までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

(注) 税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ、次回の見直しは3年後(令和8(2026)年度)とする。

【軽自動車税(自家用乗用車)の環境性能割の税率区分の見直し】

現行(令和3(2021)、4(2022)年度)

対 象 車	税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税
2030年度燃費基準75%達成～	
2030年度燃費基準60%達成～	1%
上記以外又は2020年度燃費基準未達成	2%



改正案(令和5(2023)～7(2025)年度)

対 象 車	税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税
令和6(2024)年1月～ 2030年度燃費基準80%達成～	
令和6(2024)年1月～ 2030年度燃費基準70%達成～	1%
令和7(2025)年4月～ 2030年度燃費基準75%達成～	
上記以外又は2020年度燃費基準未達成	2%

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じた税率区分の改正を行う。
※トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の改正を行う。

(2) グリーン化特例の延長

環境性能割と併せて、より環境性能の良い軽自動車の普及を後押しする観点から、電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

2 国民健康保険税関係

(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行20万円）に引き上げる。

(2) 減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万円（現行28万5,000円）に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を53万5,000円（現行52万円）に引き上げる。

3 主な施行期日

令和5(2023)年4月1日